

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年3月9日

支出負担行為担当官

山形地方方法務局長 中 出 幸 一

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

- 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項
 - (1) 件名等 山形地方方法務局寒河江支局ほか4庁昇降機設備点検業務
 - (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (3) 履行期間 交付する仕様書のとおり
 - (4) 仕様等 交付する仕様書のとおり

- 2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 次に該当する者であること。

令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。
 - (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒990-0041

山形市緑町一丁目5番48号

山形地方法務局会計課施設係 白田

電話：023-625-1329

FAX：023-622-0570

Mail：m-shiratalrs@moj.go.jp

4 仕様書等の入手期間及び入手場所

(1) 入手期間

令和8年3月9日(月)から令和8年3月23日(月)まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(令和8年3月23日(月)については正午まで)

(2) 入手場所

前記3のとおり

5 提出書類の提出期限等

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 「資格審査結果通知書(全省統一資格)」の写し

ウ 契約の相手方として不適當な者及び契約の相手方として不適當な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員名簿添付）」

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合必着のこと）により行うものとする。

(3) 提出期限

令和8年3月23日（月）正午まで（必着）

(4) 提出場所

前記3のとおり

6 見積合わせの日時

令和8年3月23日（月）午後2時（非公開）

7 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

8 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

9 契約保証金の納付

なし

10 契約書又は請書の作成の要否

要。

ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

11 その他

(1) 見積書作成及び提出に係る費用は、全て参加者負担とする。

(2) 支出負担行為担当官の都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

(4) 現地確認を求める者は、事前に担当者へ連絡し、日程を調整すること。

(5) 詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

山形地方法務局長 中 出 幸 一 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

担当者氏名

連絡先

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) ①法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

②支店長等が契約当事者となる予定の場合は、①記載の役員のほか、当該支店長等についても記入してください。

仕 様 書

第 1 業務名称

山形地方法務局寒河江支局ほか4庁昇降機設備点検業務

第 2 履行場所

- | | | |
|---|----------------|--------------|
| 1 | 寒河江市八幡町7番12号 | 山形地方法務局寒河江支局 |
| 2 | 新庄市桧町11番地1 | 山形地方法務局新庄支局 |
| 3 | 米沢市金池七丁目4番33号 | 山形地方法務局米沢支局 |
| 4 | 酒田市上安町一丁目6番地1 | 山形地方法務局酒田支局 |
| 5 | 山形市あけぼの二丁目1番地7 | 山形地方法務局分室 |

第 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第 4 業務の概要

本業務は、山形地方法務局寒河江支局ほか4庁に設置している昇降機設備について、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に定める法定点検、POG契約に基づく定期保守及び定期点検業務とする。

第 5 対象昇降機設備

1 寒河江支局

日本オーチス・エレベーター株式会社製（平成17年7月設置）

機械室なし

積載重量 900kg（13人乗）

速度 4.5m/分

制御方式 交流可変電圧可変周波数制御

停止箇所（停止階） 2箇所停止（1～2階）

地震時管制運転装置

火災時管制運転装置

停電時最寄階着床装置

車椅子仕様

2 新庄支局

フジテック株式会社製（平成17年8月設置）

機械室なし

積載重量 900kg（13人乗）

速度 4.5m/分

制御方式 交流可変電圧可変周波数制御

停止箇所（停止階） 2箇所停止（1～2階）

地震時管制運転装置

火災時管制運転装置

停電時最寄階着床装置

車椅子仕様

3 米沢支局

日本オーチス・エレベーター株式会社製（平成17年5月設置）

機械室なし

積載重量 900kg（13人乗）

速度 4.5m/分

制御方式 交流可変電圧可変周波数制御

停止箇所（停止階） 2箇所停止（1～2階）

地震時管制運転装置

火災時管制運転装置

停電時最寄階着床装置

車椅子仕様

4 酒田支局

三菱電機株式会社製（平成17年3月設置）

機械室なし

積載重量 900kg（13人乗）

速度 4.5m/分

制御方式 交流可変電圧可変周波数制御

停止箇所（停止階） 2箇所停止（1～2階）

地震時管制運転装置
火災時管制運転装置
停電時最寄階着床装置
車椅子仕様

5 分室

日本エレベーター製造株式会社製（平成10年1月設置）

機械室あり

積載重量 750kg（11人乗）

速度 60m/分

制御方式 交流可変電圧可変周波数制御

停止箇所（停止階） 3箇所停止（1～3階）

地震時管制運転装置

火災時管制運転装置

停電時最寄階着床装置

車椅子仕様

第6 業務仕様

1 共通仕様

図面及び本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

2 特記仕様

(1) 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、共通仕様書第1編第1章第1節1.1.2による。

(2) 業務計画書

業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む。）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書及び業務担当者の資格を証明する資料を業務着手10日前までに提出し、監督職員等の承諾を受けること。

(3) 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき、作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に監督職員等の承諾を受けること。

(4) 貸与資料

業務の実施に際して、必要に応じて次の資料を貸与する。

なお、業務担当者が返却を求めた場合又は業務が完了した場合には速やかに返却すること。

ア 過去の点検記録

イ 庁舎図面

(5) 業務を行う日及び時間

平日の午前9時から午後5時までとし（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く）、庁舎の執務に影響が予測される場合又は休日に業務を行う場合は、事前に監督職員等と協議の上、承諾を受ける。

(6) 駐車場の利用

駐車場の利用は1台程度とし、公用車及び一般来庁者の駐車に支障のないよう留意すること。

(7) 業務担当者

業務担当者は、昇降機検査資格者として5年以上の経験を有する者とし、作業中は常に名札を着用し、身分証明書を携帯すること。

(8) 業務の範囲

ア 基本事項

業務の範囲は、共通仕様書に定めるPOG契約による定期保守及び定期点検とする。

イ 法定点検

(ア) 人事院規則10-4第32条第1項に基づく定期検査を実施すること。

(イ) 建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を実施すること。

ウ 事故又は故障時の対応等

(ア) 監督職員等からの通報に基づき緊急に機器の保守又は修理を要する

場合は、受注者は、2時間以内に業務担当者を派遣し迅速に必要な作業を行うこと。

- (イ) 監督職員等に状況を報告し、指示を受けること。
- (ロ) 復旧までに2時間以上を要する場合は、その理由及び復旧までに要する時間を監督職員等に報告し指示を受けること。
- (エ) 運転の再開は、監督職員等の了承を受けてから行うこと。
- (オ) 点検等の結果、不具合・不良箇所を発見したときは、速やかに監督職員等に報告するとともに、修繕に関する見積書を作成又は取得の上、提出すること。
- (カ) 修理に費用が発生する場合は、発注者の了承を得てから実施すること。

(9) 時期及び回数

本業務の時期及び回数は、人事院規則10-4第32条第1項に基づく定期検査を月1回とし、建築基準法第12条第4項に規定する定期点検は年1回とする。

(10) 業務に要する資材

- ア 本業務に必要な工具、測定機器及びウエス等の消耗品、作業衣、手袋類その他業務遂行上必要となる物品等については受注者において負担すること。
- イ 本業務の実施に必要な施設の電気、水道の使用に係る経費は発注者が負担するが、受注者は使用に当たり極力節減に努めること。

(11) 業務の報告

- ア 業務の報告は、作業の終了ごとに、作業の結果を記載した業務報告書を監督職員等に紙媒体で2部提出すること。
- イ 業務報告書の様式（関係法令の定めがある場合を除く。）は、監督職員等と協議すること。
- ウ 点検等の結果、不具合・不良箇所を発見したときは、速やかに発注者に報告するとともに、発注者へのアドバイス、改修方法等の提案を行うこと。
- エ 関係法令等に基づく業務については、受注者は法令様式による報告書を作成し、提出するとともに、必要な官公署への書類提出等の手続を、

発注者の協力を得て、遅滞なく行うこと。この場合、発注者に官公署へ提出した書類の写しを提出すること。

(12) その他

ア 昇降機設備の製造者との協力体制

受注者は、交換部品等の供給について製造者から迅速な提供を受けられるようにすること。

イ 廃材等の処理

本業務の実施に伴い発生した廃材等の搬出については、受注者の責任において法令に従い速やかに処理するものとし、これに要する費用は、受注者において負担すること。

ウ 対象昇降機設備に関する情報提供

(ア) 対象昇降機設備と同種の昇降機設備に関する事故及びリコール等の情報は、施設管理者に速やかに連絡すること。

(イ) 発注者が対象昇降機設備の維持管理及び建物の維持保全計画並びに長期修繕計画において昇降機設備に関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者は適切な技術的助言を行うこと。

(ウ) 対象昇降機設備に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から発注者が特定行政庁に報告する際、発注者の求めに応じて報告書作成に協力すること。

エ 引継ぎ

受注者は、履行期間終了までに引継ぎに関する書面を作成し、監督職員等の承諾を得た後、監督職員等の監督の下、次の受注者に引継ぎを行うこと。

オ 本仕様に疑義があるとき又は本仕様書により難しい事案が生じた場合は、あらかじめ施設管理者と協議すること。

オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山形地方法務局（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式による物品、役務その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法第29条の3第5項に基づき随意契約するに当たって、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の6に基づく見積合わせを行う場合において、見積書を徴取する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 この要領は、予決令第99条第2号から第7号までに規定するものうちで、当局が本方式よることが適当であると認められるものを対象とする。

(見積書の提出)

第4条 見積合わせに参加する者は、当局ホームページ等に掲載した見積依頼の公示、本要領、仕様書等を熟読した上で、見積りをしなければならない。

2 見積書の様式は任意（ただし、見積依頼の公示において、様式、記載方法等を示している場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とし、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに提出しなければならない。

3 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認めるが、見積書の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

4 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(見積合わせ)

第5条 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせは、見積依頼の公示に記載した日時に非公開で行う。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、原則として再度の見積依頼の公示又は見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等においては当局が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

(見積りの無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格のない者が行った見積り
- (2) 記名を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- 2 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(参加資格)

第9条 見積合わせに参加することができる者は、他に定めるほか、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。
ア 法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、東北地域の競争参加資格を有する者
イ 当局が作成する随意契約登録者名簿に記載された者
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 暴力的な要求行為を行う者
キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
コ その他前各号に準ずる行為を行う者

（その他）

第10条 その他、本要領による契約は、次の各号によるものとする。

- (1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担

すること。

- (3) 見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認めるときは、見積合わせの執行を中止する。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。